

監査公表第20号

平成27年12月24日

周南市監査委員 山下敏彦

周南市監査委員 田村勇一

住民監査請求について

平成27年12月14日付けで提出された「周南市職員措置請求書」による住民監査請求については、別紙「住民監査請求に係る要件審査の結果」のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に定める請求の要件を欠いて不適法であり、これを受理せず、却下することが相当であると決定した旨を平成27年12月24日に請求人に通知したので、公表します。

住民監査請求に係る要件審査の結果

第1 請求の内容

1 請求人

住所 周南市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 請求書の提出日

平成 27 年 12 月 14 日

3 請求の要旨（※平成 27 年 12 月 14 日付けの周南市職員措置請求書（以下「請求書」という。）原文のとおり）

請求者である [REDACTED] は今年 10 月 26 日、市がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下 C C C）と株式会社マクロミルに委託して平成 25 年 11 月に実施したアンケート調査に関し、周南市のホームページに掲載されている結果報告書の基となるデータの開示を情報公開条例に基づいて請求しました。その回答として今年 12 月 9 日、別紙の通り C C C から周南市に渡されたと思われる報告書のコピーが開示されました。

しかし、[REDACTED] が情報公開を求めたのはその報告書の基になるデータであり、アンケートの報告書としてまとめられる前の調査結果そのものです。特にインターネットを使ったアンケートが、いかにして実施されたのかを知るために、株式会社マクロミルが回収した調査結果を開示して頂くことを要望していました。

この請求に対して市が開示した内容は、アンケート調査のために 2 社に対して市が支払った数百万円とされる委託業務費について、市民が適正かどうかを判断する材料になりません。適正かどうかを判断できない以上、この公金の支出は違法又は不当な支出と言わざるを得ません。限られた歳入に見合った市政運営を行わなければならぬ中、数百万円の違法又は不適当な支出は市にとって少なからぬ損害であると考えます。

そこで [REDACTED] は、周南市監査委員に対し、市が支払った委託業務費について、市長である木村健一郎氏にその全額を市に返還するよう勧告することを求めます。

市はいまだに委託業務費の具体的な金額、公金支出の時期を明らかにしておらず、このアンケート結果が市のホームページで公開されたことを知ったのは今年3月であり、さらに情報公開請求に対する市の回答が明らかになったのは今月9日であることから、公金の支出が違法又は不適当と判断することができたのはそれ以降にならざるを得なかつたことを付記します。なお市とCCCとの連携は現在も新徳山駅ビル建設の実施設計に重要な役割を果たしているのはいうまでもなく、過去の過ぎ去ったアンケート委託契約だけで完結しているものではなく現在も進行している「連携」契約の一部で、監査請求の時効を援用できるものではありません。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

- ・毎日新聞 平成25年11月19日 地域版 新聞記事の写し
- ・読売新聞 平成25年11月19日 地域版 新聞記事の写し

5 請求書の受付

平成27年12月14日、請求人が同日付けの請求書を持参され、監査委員は同日付けでこれを受け付けた。

受け付け後、請求書の形式を審査した結果、請求書の表題部及び宛先が形式的に不適切であったため、補正を求めるることとし、同月17日、文書で通知する前に電話連絡したところ、同日、請求人が補正された請求書を持参され、監査委員に到達した。

第2 要件審査の実施

1 請求人の主張

請求書中の請求の要旨により、請求人の主張を次のように解した。

(1) 請求の対象となる職員

市長

(2) 監査の対象とすべき財務会計上の行為

平成25年11月に実施したアンケート調査のための業務委託に係る市の公金の支出

(3) 違法又は不当であるとする理由又は根拠

情報公開請求に対して市が開示した内容は、アンケート調査のために2社に対して市が支払った数百万円とされる委託業務費について、市民が適正かどうかを判断する材料にならない。適正かどうかを判断できない以上、この公金の支出は違法又は不当な支出である。

(4) 市のこうむった損害

限られた歳入に見合った市政運営を行わなければならぬ中、数百万円の違法又は不適当な支出は市にとって少なからぬ損害である。

(5) 必要な措置の内容

周南市監査委員に対し、市が支払った委託業務費について、市長にその全額を市に返還するよう勧告することを求める。

(6) 1年以上経過している事案であるが、監査請求することの正当な理由

市はいまだに委託業務費の具体的な金額、公金支出の時期を明らかにしておらず、アンケート結果が市のホームページで公開されたことを知ったのは平成27年3月である。さらに情報公開請求に対する市の回答が明らかになったのは平成27年12月9日であることから、公金の支出が違法又は不適当と判断することができたのはそれ以降にならざるを得なかった。アンケート委託契約は、現在も進行しているCCCとの「連携」契約の一部で、監査請求の時効を援用できるものではない。

2 事実関係の確認

請求書中の請求の要旨及び添付された事実を証する書面から判断し、本件職員措置請求（以下「本件請求」という。）は、平成25年11月に実施したアンケート調査に係る委託料支出が違法又は不当な行為であるとして、損害の補てんを求める請求であり、市長に市が支出した委託料を市に返還させる措置を求めるものであると解し、次の事項の事実関係を確認した。

(1) 当該業務委託契約

- ① 契約締結日 平成25年11月22日
- ② 契約主管課 中心市街地整備課
- ③ 業務の名称 (仮称) 新徳山駅ビル整備に係る企画及び調査業務委託

- ④ 実施場所 周南市御幸通 2 丁目地内他
- ⑤ 委託期間 平成 25 年 11 月 22 日～平成 26 年 3 月 20 日
- ⑥ 委託料の額 2,100,000 円（税込み）
- ⑦ 契約の相手方 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
- ⑧ 支払日 平成 26 年 5 月 15 日

※当該契約結果については、契約締結後、周南市が委託する業務に係る入札結果等又は契約結果の公表に関する事務取扱要領（平成 15 年 4 月 21 日制定）に基づき、上記の①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に予定価格及び随意契約の理由を加えた「業務委託の随意契約結果表」が調製され、情報公開総合窓口において閲覧方式により公表されている。

（2）市ホームページにおいて公開された当該アンケート調査の結果

- ① 名称 （仮称）新徳山駅ビルに関する市民アンケート報告書
- ② 公開日 平成 26 年 5 月 9 日

※現在のホームページでは、更新日：2015 年 3 月 9 日
となっているが、これは部署（中心市街地整備課）の
所在地を変更したときの日付である。

※当該報告書の中で調査機関として、対面調査業務がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、ネット調査業務代行が株式会社マクロミルであることが記載されている。

（3）請求人の行った当該情報公開請求

- ① 請求日 平成 27 年 10 月 26 日
- ② 請求する公文書の内容又は件名
2013 年 11 月市と C C C との連携による市場調査委託に基づく C C C からの報告書
(※公文書開示請求書原文のとおり。下記③も同じ。)
- ③ 請求の目的 いかなる報告書があったか知るため
- ④ 受付日 平成 27 年 10 月 26 日
- ⑤ 開示した日 平成 27 年 12 月 9 日

3 監査委員の判断

住民監査請求は、地方自治法第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

この本文は、「当該行為のあったことを知った日」ではなく、「当該行為のあった日又は終わった日」を基準とする客観的請求期間を定めたものである。また、ただし書きは、請求期間を徒過した後であっても、「正当な理由」があるときは、例外として監査請求できることを定めたものである。

本件請求は、請求書が平成27年12月14日に提出されたもので、請求人が指摘する財務会計上の行為があった日（当該委託料の支払日：平成26年5月15日）から1年が経過してなされたことが明らかであるが、請求人は正当な理由がある旨を述べている。そこで、本件請求が請求期間の1年を経過したことに正当な理由があるかどうかを検討する。

正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求ができる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解される（平成14年9月12日最高裁判所判決参照）。

さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意をはらっていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等をすることができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものと解される（平成19年2月14日東京高等裁判所判決参照）。

これを本件についてみると、周南市においては平成16年4月1日から周南市情報公開条例が施行されており、請求人が指摘する財務会計上の行為については当該行為の翌日には公開請求により公開することができる状態に置かれていたことが認められる。そのため、平成26年5月16日（支払日の翌日）には請求人の公開請求により監査請求ができる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたといえる。まして、本件の場合は、当該行為に係る業務委

託契約は平成 25 年 11 月 22 日に締結され、その契約結果が公表されており、また、当該業務委託契約に係るアンケート調査の結果は、平成 26 年 5 月 9 日には市ホームページに公開されていることから、公開請求するまでもなく、当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができる状況にあったものといえる。

以上のことから、本件請求は、当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時から 1 年以上の期間を経過して提起されたものであって、到底、相当の期間内になされた監査請求であるとはいえない。

したがって、本件請求が請求期間の 1 年を経過したことに正当な理由はない。

4 結論

本件請求は不適法な請求であることから、本件請求を却下する。